官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇八）　一
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（同一〇九）　六
〔法規的告示〕
○透過写真撮影業務特別教育規程の一部を改正する件（厚生労働二八七）　九
○農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（農林水産一五九六）　一〇
〔その他告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二八二）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一四
特殊法人等
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告　一五

省令

○厚生労働省令第百八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第二十二条第二号、第五十九条第三項及び第百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別教育を必要とする業務）	（特別教育を必要とする業務）
第三十六条　法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。	**第三十六条**　法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。
一～二十七　（略）	一～二十七　（略）
二十八　エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務（装置の内部にのみ管理区域（電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号。以下「電離則」という。）第三条第一項に規定する管理区域をいう。次号及び第二十八号の三において同じ。）が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置を使用する業務を除く。）	二十八　エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務